

## 豊川市非木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

### (目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の倒壊等による被害を防止するため、旧基準非木造住宅の所有者が行う非木造住宅の耐震診断又は耐震改修工事（以下「耐震改修等」という。）に要する費用の一部について、予算の範囲内において交付する豊川市非木造住宅耐震改修費等補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

#### 1 旧基準非木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工された豊川市内にある木造以外の住宅で、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいい、持家・貸家を問わない。

ただし、国・地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

#### 2 耐震診断者

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）又は同条第3項に規定する二級建築士。ただし、同法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行うものは、一級建築士であること。

(2) (財)愛知県建築住宅センター又は市長が同等と認める機関

#### 3 耐震診断

耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。

#### 4 耐震改修工事

耐震診断の結果が、地震に「安全な構造」でないと判断された建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定に基づく所管行政庁から建築物の耐震改修計画の認定を受けたうえで行う耐震改修工事をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、市内に存する旧基準非木造住宅の所有者（区分所有された共同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。以下「管理組合」という。）、その他市長が同等と認めるもの（以下「施行者」という。）とする。

### (補助対象住宅)

第4条 補助金交付の対象となる住宅は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 旧基準非木造住宅であること。
- (2) 過去に同一の補助事業に基づく補助金の交付を受けていないもの。
- (3) 「住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱」第8の事業要件に適合するもの。
- (4) 現に居住の用に供していること。

#### (事前相談)

第5条 施行者が、補助金の交付を受けて耐震診断を行おうとする場合は、あらかじめ事前相談書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の事前相談書には、昭和56年5月31日以前に建築された建物であることを証明するものとして次のいずれかを添付しなければならない。

- (1) 建物の確認通知書又は検査済証の写し
- (2) 固定資産所有証明書(家屋)の写し
- (3) 建物の登記事項証明書の写し

#### (事業計画の承認)

第6条 施行者が、補助金の交付を受けて耐震改修を行おうとする場合は、あらかじめ事業計画書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし前条第1項の事前相談書を提出した者にあつては、第1号に掲げる図書の添付を省略することができる。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された建物であることを証明するものとして前条第2項各号に掲げる図書のいずれか。
- (2) 案内図
- (3) 区域図
- (4) 補助対象等を表示した図面(配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図、昇降機関係図面等)
- (5) 現況写真(撮影位置を図示すること。)
- (6) 施行者が管理組合の場合は、その規約及び耐震改修工事の実施に係る議決書又はこれに代わるもの
- (7) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
- (8) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の事業計画書の提出があつた場合は、その内容を審査のうえ、補助対象事業の適用の可否を決定し、その旨を施行者に適用通知書(様式第3号)により通知するものとする。

#### (補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の交付額は、別表のとおりとする。

#### (補助金交付申請)

第8条 耐震診断に係る補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書(様式

第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断経費の見積書の写し
- (2) 案内図、配置図及び各階平面図
- (3) 施行者が管理組合の場合は、組合規約及び非木造住宅耐震診断の実施に係る議決書又はこれに代わるもの
- (4) 住宅所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする施行者(第6条第2項に規定する適用通知を受けた者に限る。)は、補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事費の積算内訳書
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 耐震改修工事の計画認定書又は全体計画の認定書の写し
- (4) 現況写真(外周のみのもの。)
- (5) 配置図(耐震改修工事を行う土地の区域及び建築物の位置等を表示したもの。)
- (6) 申請書別紙(様式第5号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の申請書は、各補助事業の開始前までに提出しなければならない。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を施行者に交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(着手の届出)

第10条 施行者は、耐震改修等事業に着手したときは、着手届(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 連絡者リスト(耐震診断者、設計業者又は工事監理者、工事請負業者、管理組合等担当者等)
- (3) 工程表(耐震改修工事の場合に限る。)

2 前項の書類は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(地位の承継)

第11条 施行者が死亡した場合において、施行者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修等事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

- 2 施行者が破産等のやむを得ない事情により第三者にその地位を承継する場合において、施行者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修等事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。
- 3 施行者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

#### (中間検査)

- 第12条 市長は必要があると認めるときは、耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができる。この場合において、施行者は、当該工程において、中間検査申請書(様式第8号)に中間検査を行う箇所がわかる図面を添えて、市長に中間検査の申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該耐震改修工事が適切に実施されているかどうかを確認するため、速やかに中間検査を行うものとする。
  - 3 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認める場合には、施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

#### (補助事業の変更)

- 第13条 施行者は、耐震改修等事業の内容を変更し、補助金の額に変更を生じる場合には、次に掲げる書類を添付して、交付変更申請書(様式第9号)を当該変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がない場合には、変更の内容がわかる書類を添付して、変更届(様式第10号)を提出しなければならない。
- (1) 変更後の見積書の写し(耐震診断の場合に限る。)
  - (2) 積算内訳書(耐震改修工事の場合に限る。)
  - (3) 変更図面等、変更内容がわかる書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定した場合は、交付決定変更通知書(様式第11号)をもって施行者に通知するものとする。
  - 3 施行者は、前項の通知を受けて工事に着手したときは、変更の内容に応じて第10条第1項各号に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

#### (補助事業の取下げ又は中止)

- 第14条 施行者は、耐震改修等事業の取下げ、又は中止をしようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日までに、取下(中止)届(様式第12号)を提出しなければならない。

#### (遂行命令等)

- 第15条 市長は必要があると認めるときは、施行者に対して耐震改修等事業の遂行に関して、必要な指導、助言及び指示を行ない、又は、必要な報告を求めることができる。
- 2 市長は、施行者が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助対象事業を遂行していないと認めた場合は、決定内容に従って当該事業を遂行すべきことを命じるこ

とができる。

(完了実績報告等)

第16条 施行者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、完了実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断

- ア 耐震診断結果報告概要書(様式第14号)
- イ 耐震診断内容が確認できる写真
- ウ 平面図、伏図、軸組図
- エ 領収書又は請求書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事

- ア 耐震改修工事結果報告概要書(様式第15号)
- イ 施行状況がわかる写真
- ウ 領収書又は請求書の写し
- エ 所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置を受けようとする場合は、住宅耐震改修証明申請書及び地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書
- オ その他市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第17条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受領した場合において、当該補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を取るよう施行者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、第16条の規定による完了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第16号)により、その旨を施行者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第19条 前条に規定する通知を受けた施行者は、すみやかに請求書(様式第17号)により、市長に補助金の交付請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第20条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けた場合

- (2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反した場合
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

(書類の保管)

第21条 施行者は、補助金の収支に関する帳簿を作成し備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 施行者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

区 分		補助対象経費	補助金の交付額
非 木 造 住 宅 耐 震 診 断 費 補 助 事 業	一戸建 て以外	耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。ただし、延べ面積に応じて次に定める額を限度とする。 （1）延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以内の部分。1 m <sup>2</sup> あたり 3,670 円を乗じた額。 （2）延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えて 2,000 m <sup>2</sup> 以内の部分。1 m <sup>2</sup> あたり 1,570 円を乗じた額。 （3）延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> を超える部分。1 m <sup>2</sup> あたり 1,050 円を乗じた額。	対象経費の3分の2以内の額。ただし、一棟あたり 1,200,000 円を限度とする。（その額に1,000 円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）
	一戸 建 て	耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。ただし、延べ面積 1 m <sup>2</sup> あたり 1,000 円を乗じた額を限度とする。	対象経費の3分の2以内の額。ただし、一戸あたり 136,000 円を限度とする。（その額に1,000 円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）

別表第2（第7条関係）

区 分		補助対象経費	助成額	補助金の交付額
非 木 造 住 宅 耐 震 改 修 費 補 助 事 業	一戸建 て 以 外	耐震改修工事に要する経費で耐震改修業者に支払う経費。ただし、延べ面積 1 m <sup>2</sup> あたり 32,600 円を乗じた額を限度とする。	次に掲げる額の合計額 1 補助対象経費の 23% 以内の額 2 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税の特別控除の額	助成額から第 2 号の額を差し引いた額。住戸 1 戸あたり 300,000 円を限度とする。（その額に1,000 円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）
	一戸建 て	耐震改修工事に要する経費で耐震改修業者に支払う経費。ただし、延べ面積 1 m <sup>2</sup> あたり 32,600 円を乗じた額を限度とする。	次に掲げる額の合計額 3 補助対象経費の 23% 以内の額 4 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税の特別控除の額	助成額から第 2 号の額を差し引いた額。1 戸あたり 600,000 円を限度とする。（その額に1,000 円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）